

## 「第7期科学技術・イノベーション基本計画（素案）」に関するパブリックコメントへの意見

2025年2月19日

東京私大教連中央執行委員会

### 1. 私立大学の振興と基盤的経費の抜本的増額を明記するよう求める

（第1章 基本的考え方「5. 科学技術・イノベーション推進システムの刷新」（p.12）／第2章 知の基盤としての「科学の再興」「6. 基盤的経費の確保と大学改革の一体的推進等」（p.29））

本素案において、我が国の高等教育機関の8割を占める私立大学への振興・支援が具体的に明示されていない。

本素案では、基盤的経費について、「国立大学法人・国立研究開発法人（国研）等の運営費交付金の在り方や…基盤的経費を確保するとともに、基礎研究・学術研究に対する支援を質的・量的に強化する。」（p.13）、「近年の物価・人件費の上昇等も踏まえつつ、国立大学法人運営費交付金・施設整備費補助金等の基盤的経費を着実に確保する。」（p.31）と記している。

私立大学については、「物価上昇等を踏まえつつ着実に確保する」と記すとともに、「成長分野の人材育成」や「理工農系人材育成」に資する研究設備への重点支援を盛り込んでいる（p.31）。一層の重点配分をすすめることとされている。私大経常費補助も、定量的基準で配分されるべき一般補助にまで重点配分が持ち込まれ、私立大学の教育・研究基盤を不安定化させている。

また、私立大学の位置付けは、主として産業を支える人材育成機関としての役割に限定されている。研究力の再興は、特定の研究大学のみで実現できるものではなく、広範な教育基盤と知の裾野の上に成立するものである。大学生の8割を受け入れ、社会の知的基盤を担う私立大学の役割を軽んじていると言わざるを得ない。抜本的に拡充し、私大経常費の2分の1補助を早期に達成する計画こそ、基本計画に明示すべきである。

### 2. 私大淘汰政策

（第2章 知の基盤としての「科学の再興」「6. 基盤的経費の確保と大学改革の一体的推進等」（p.29））

本素案は、大学について、「我が国の研究力強化と地方におけるアクセス確保の両立に向け、高等教育機関の機能分化と、再編・統合を含めた規模の適正化を推進する」としている。これはこの間、中教審「知の総和」答申（2025年2月）や、「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議」等の会議体においてすすめられている私大淘汰政策を基本計画にそのまま盛り込んでいるものである。

しかし、私立大学の淘汰政策は、科学技術の振興、イノベーションの創出と正反対の施策である。大学専任教員約20万人の6割、12万人は私立大学の教員である。私立大学を淘汰し、研究者の雇用を破壊していくことは、科学技術の振興に重大な打撃を与えるものであることは明らか

である。

また、科学技術・イノベーション基本法は、2021年の改正によって「科学技術」には自然科学だけでなく、人文・社会科学も含むものとされ、人文・社会科学の振興が明示的に含まれることになった。それを受けて第6期基本計画には「人文・社会科学の振興と総合知の創出」に一定の記述が割かれている。ところが第7期素案では、「人文・社会科学の振興」について一切触れられていない。

「規模の適正化」という私大淘汰政策を撤回し、私立大学の基盤経費の抜本的拡充という振興策をこそ明記するよう求める。

### 3. 「総合知」を掲げながら、人文・社会科学の振興策がない問題

(第1章 基本的考え方「6. 第7期基本計画の位置付け」(p.16))

本素案は、「科学技術・イノベーション政策の推進に関しての留意事項」として、「自然科学のみならず、人文・社会科学を含めあらゆる『知』を結集・融合することが不可欠である」(p.16)と記している。しかし、第4章では安全保障との有機的連携を柱に据え、第2章では基盤的経費の議論が国立大学を中心に展開されているが、人文・社会科学の具体的な振興策が明示されていない。

また、第6期基本計画では、科学技術基本法改正を受け、「人文・社会科学の振興」が記載され、総合知の形成が政策理念として掲げられていた。本素案では人文・社会科学に関する記述がない。現在政府・文科省がすすめる私大淘汰政策のもとで、私立大学に対して理工農系への転換を誘導・強制することは、重大な問題である。

とりわけAIの進展は、「AI for Science」(p.5)として科学研究の加速をもたらすとともに、倫理、法制度の整備、社会的合意の形成など人文・社会科学分野に隣接する課題が含まれる。デュアルユース技術やAI社会実装の適正性などを検証していく上でも、人文・社会科学の役割はむしろ拡大している。

### 4. デュアルユース研究推進について

(第1章 基本的考え方「4. 科学技術・イノベーション政策の転換」／第4章「科学技術と国家安全保障」(p.42))

本素案は、「科学技術・イノベーション政策と国家安全保障政策で…有機的な連携を一層強化し…デュアルユース技術を含む先端技術の研究開発及び社会実装を戦略的に推進する」(p.11)、「デュアルユース技術の優位性を中長期的に維持・向上していくことは、国家安全保障や経済成長の観点からも不可欠」(p.42)と明記している。

日本学術会議は2017年3月24日の「軍事的安全保障研究に関する声明」において、「大学等の研究は、学問の自由の下に自主的・自律的に行われるものであり、その成果は公開され、学術

の健全な発展に資することが基本である。」と、「政府による軍事的安全保障研究に関する制度が、学術研究の健全な発展に及ぼす影響について慎重に検討する必要がある」と述べている。

経済安全保障重要技術育成プログラム(K Program)などの推進を掲げているが、K Program は、防衛省の判断で軍事技術として活用できるとされており、プログラムの参加者には、罰則付きの守秘義務が課されるものとなっている。K Program などのデュアルユース研究は、防衛装備庁から委託される研究成果は公開可能としてきた政府見解を覆そうとするものである。

科学技術政策を国家安全保障と一体化させる方針は、学問の自由、研究の公開など、学術研究の在り方に重大な影響を及ぼすものである。国家安全保障に関することは、我が国の学識者と国民との対話をより積極的に行う必要がある。

## 5. 基本計画の作成は、日本学術会議をはじめ広くアカデミアと国民からの批判と検証を受けながら立案すべきである

(はじめに (p. 2) / 第 7 章 推進体制・ガバナンス改革「3. CSTI の司令塔機能の強化」(p. 64) / 全般)

本素案は、「科学技術を国家戦略の中核に据え」(p.2)、「CSTI の司令塔機能の強化」(p.64) を掲げる。

しかし、基本計画の策定過程における日本学術会議の制度的関与や、広くアカデミア・国民による検証の仕組みについての明確な記載がない。

この間 CSTI 主導により、修学支援制度の制度設計、国際卓越研究大学の新設、日本学術会議の法人化などが、関係する省庁と関係する様々な当事者の意向を踏まえた十分な議論がなされずにすすめられてきたが、研究者や国民の理解を得られているかは疑問である。今後、政府主導での国家安全保障研究を推進する姿勢が鮮明となるなか、科学技術政策について広く社会と対話ができる環境の確保が一層必要になる。

CSTI は首相が議長であり、大臣と首相指名の議員だけで構成されている。内閣設置法が根拠とはいえ、これでは首相の私的諮問機関も同然である。このような組織だけで、科学技術の基本政策を策定することは民意を見誤る恐れがある。

第 7 期基本計画の確定にあたっては、学協会や日本学術会議との対話、技術者グループとの対話、その他関係者との討論、国会での審議を行うなど、議論を十分に尽くすべきである。またその妥当性を社会的に検証するためには、国民の監視とともに多角的な検討が必要であり、その基盤となる人文・社会科学の知見はむしろ重要性を増している。特に、研究を推進する体制を構築するには、法律、会計、税務、コミュニケーション、倫理審査、金融、資料保全、文献整理・保管の専門家が必須であり、これらの人材の重要性に触れる必要がある。こうした記述を基本計画に明記すべきである。

## 6. 「科学技術と国家安全保障の有機的連携」について

(第 4 章 科学技術と国家安全保障との有機的連携「1. 国家安全保障に資する研究開発の推進」)

本素案は、「科学技術・イノベーション政策と国家安全保障政策で…有機的な連携を一層強化」する (p.11)、「デュアルユース技術の優位性を中長期的に維持・向上していくことは、国家安全保障や経済成長の観点からも不可欠」(p.42)と明記し、科学技術政策を国家安全保障政策と結合させることを基本計画では明確に述べている。

しかし、科学技術・イノベーション基本法第3条は、科学技術・イノベーション創出の振興が「研究者等…の創造性が十分に発揮されることを旨として」行われるべきこと(第3条1項)を定めるとともに、「広範な分野における各分野の特性を踏まえた均衡のとれた研究開発能力の養成」、「学術研究及び学術研究以外の研究の均衡のとれた推進」、「自然科学と人文科学との調和のとれた発展」への留意(第3条2項)を明示している。また、科学技術の振興は「学術的価値の創出に寄与するという意義その他の多様な意義を持つことに留意」して行われなければならない(第3条3項)。

これらに照らせば、科学技術政策は、研究者等の創造性の尊重、各分野の横断的かつ均衡のとれた研究の推進、自然科学と人文科学との調和などを軸として推進されるべきである。これに対し、国家安全保障との有機的連携を計画の中心に据える本素案は、科学技術政策の重心をもっぱら国家安全保障に移そうとするものであるように見える。科学技術政策は、創造性の尊重、研究の均衡、自然科学と人文科学の調和という基本的な考え方にに基づき、広く我が国の文化、経済、社会全体の振興につなげることが必要である。

さらに、基本法第1条(目的)が掲げる「我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献すること」という法目的に照らせば、科学技術政策を防衛力強化を基軸とする安全保障目的へと転換せんとするように読むことができる本素案の方向性は、法目的に反する政策転換ともとられ、国会での慎重な審議が求められる。